

朝鮮戦争と警察予備隊

——米極東軍が日本の防衛力形成に及ぼした影響について——

葛原 和三

はじめに

1950（昭和25）年6月25日、突如開始された北朝鮮軍の侵攻に米極東軍は大きな衝撃を受けた。8月、北朝鮮軍が圧迫を続けていた釜山橋頭堡には、在日米陸軍から3個師団が投入され、唯一残った第7師団も仁川上陸に参加させたため、9月中旬から日本には軍隊と呼べるものが存在しなかったのである。

この軍事的空白を埋めるため米軍事顧問団の指導下に創設された警察予備隊は、防衛力の確保を求められていた一方で、当初は英語で“Constabulary”（警察軍）⁽¹⁾と呼ばれたように、軽装備の警察部隊として誕生したのであった。しかし、朝鮮半島における中国軍の参戦によって日本に対する脅威が増大すると、これに対抗するため米極東軍は、警察予備隊の性格を防衛部隊へと大きく変化させていったのである。

米軍と警察予備隊との関係については、増田弘『自衛隊の誕生』⁽²⁾などに詳しいが、本稿はこれらの先行研究ではほとんど取り上げられてこなかった米軍事顧問団が警察予備隊の防衛力の形成、特に教育訓練等に及ぼした影響を取り上げ、復帰した旧軍人を主体に米軍の軍事思想をどのように受容したかを焦点として考察するものである。

1 「警察部隊」としての創設

(1) 北朝鮮軍の侵攻と警察予備隊の創設

1950（昭和25）年1月1日、年頭声明で米極東軍司令官ダグラス・マッカーサー元帥は「憲法は〔日本国の〕自衛権を否定せず」⁽³⁾と述べたものの、アジアにおける冷戦激化の現実を認めようとはしなかった。

6月17日、対日講和の調整のため来日したフォスター・ダレス特使は、限定的な再軍備

(1) 読売新聞戦後史班編『「再軍備」の軌跡』（読売新聞社、1981年）66ページ。独立前の韓国におかれた「南朝鮮国防警備隊」も同様の名称で呼ばれていた。

(2) 中公新書、2004年。

(3) マッカーサー「年頭声明」、大嶽秀夫編『戦後日本防衛問題資料集』第1巻、非軍事化から再軍備へ（三一書房、1991年）233ページ。

を受け容れるようマッカーサーに進言したが、マッカーサーは依然、再軍備については否定的であった。また、吉田茂首相も日本はまだ戦後5年で急激な方向転換は国民の同意が得られないことを確信し、憲法、国民感情及び経済状態を理由に頑なに再軍備を拒み続けていたのであった。

だが、6月25日の朝鮮戦争の勃発と緊迫した戦況はこれを許すものではなかった。28日には首都ソウルが陥落し、第一線の韓国軍4個師団が総崩れとなった状況を漢江南岸で目にしたマッカーサーは、在日米陸軍部隊の派遣を決心した。隣国の激変は直ちに日本にも影響をもたらし、法務府、国家警察は国内外国人等の動向を厳重に監視するよう警察、海上保安庁に指令し、警備と密入国の取り締まりを強化した。九州地方には嚴重警戒令が発せられ、6月29日に福岡県板付では空襲警報が発令された。そして7月8日、マッカーサーは吉田首相への書簡で警察予備隊7万5千の創設と海上保安庁8千の増員を指令したのである。

この間、先遣された米第24師団は、7月5日の烏山の戦闘から、22日に第1騎兵師団と交代するまでの17日間で師団長が捕虜となったほか7,350名が死傷していた⁽⁴⁾。朝鮮戦争が共産陣営の国際的な挑戦であると認識した米陸軍省は、7月31日、マッカーサーに対し、直接、間接の両侵略に備えるための日本の再軍備を要請した⁽⁵⁾。

8月10日、政令第260号により、警察予備隊が発足した。警察予備隊の指揮系統は、米軍組織を基準とし、内閣総理大臣－担当国務大臣－本部長官の下に4個の管区隊を統括する総隊総監が置かれた。この新組織の性格については担当大臣らが米極東軍司令部(General Headquarters, Far East Command.以下「GHQ」と省略)と折衝を続け、7月17日定まった「大綱」⁽⁶⁾に示され、その性格は、マッカーサーの基本的認識と同様、装備を「ピストル以上小銃等の武器」とする国内治安対策のための警察部隊であった。

(2) 「カバープラン」とその影響

警察予備隊が「軍隊か、警察力か」という論議の出発点となったのは、事実上創隊の指令となった「マッカーサー書簡」⁽⁷⁾において朝鮮戦争が「近隣諸国にある暴力、混乱、無秩序」と表現され、この治安維持の観点から警察力の増強を目的としていたことに起因する。しかし、米極東軍第8軍司令部戦史室が編纂した「日本警察予備隊史」序文は「日本

(4) 陸戦史研究普及会編『国境会戦と遅滞行動』(原書房、1966年)194ページ。

(5) 増田弘「朝鮮戦争以前における日本の再軍備構想(2・完)」、『法学研究』72巻5号、1999年5月)54ページ。

(6) 警察予備隊の「大綱」、大嶽編『戦後日本防衛問題資料集』第1巻、444ページ。

(7) 大嶽編『戦後日本防衛問題資料集』第1巻、426ページ。

における警察予備隊の創設は、歴史的に非常に重要である。なぜなら新しい警察組織は実際には軍隊であったからである⁽⁸⁾という明確な書き出しで始まっている。この差異の理由については「日本再軍備への動きは、いずれも内外の反響が大きい」と考えられたので「日本の防衛軍は、『カバープラン』によって創設⁽⁹⁾されたとある。「警察用語の使用は、意図されているものが軍事力であることを十分にカバーしうる」ためであり、「偽装目的のために、予定計画の初期段階では、参謀部第2部公安課が警察予備隊を統制するように見せかけ、必要な期間、国警幹部と警察施設が使用された」とある。つまり、GHQでは、新しい武装組織は将来の日本軍隊にするという認識はあったものの、警察の形態をとらせるといふ不都合が生じていたのである。軍事顧問団の参謀長となったフランク・コワルスキー大佐は、後に回想において「軍隊の健全な発展を阻害することに鑑み、マッカーサー元帥は憲法の一部を改正すべきであった⁽¹⁰⁾と述べ、再軍備への方針変更に伴って憲法を修正しなかった不作為を指摘している。この警察予備隊の創設にあたっての偽装や性格の曖昧さは、隊員募集やその後の教育訓練においても複雑な影響を与えた。

(3) 隊員の募集と幹部への任用

警察予備隊創隊時の隊員募集の特徴は下から始められたことにある⁽¹¹⁾。最初の隊員募集は、国警本部の担当により1950（昭和25）年8月23日を第1回の入隊日として緊急募集を開始することになった。受付は8月13日から始まり、8月17日から約1カ月全国183カ所で試験が行われ、5倍以上の競争率を経て18歳から35歳までの7万4,158名が10月12日までに各管区警察学校に入校した。

これら採用された隊員の全てが2等警査（2等陸士）に任命され、幹部が1人もいなかった上に管理と施設が不備であり、不安と動揺が広まった。とりあえず腕章を巻いた仮幹部が指定されたが、仮幹部の選定にあたっては英会話能力を持つ者や警察官吏の優遇及び階級格付けの条件の不明示などによって不満の声が高く、速やかに正規の幹部を充足する必要があった。

幹部をどこから採用するかについては発足当初から問題となっていた。すなわち、追放解除による軍人起用案、警察官等を中心とする官吏起用案、あるいは一般公募案の3案を

(8) Office of the Military History Officer HQ AFPE/Eighth Army, *History of The National Police Reserve of Japan* (23 July 1955) p.1.

(9) *History of The National Police Reserve of Japan*, pp.41-44.

(10) フランク・コワルスキー（勝山金次郎訳）『日本再軍備——米軍事顧問団幕僚長の記録』（中央公論新社、1999年）338ページ。

(11) 以下、本項の数値は防衛庁人事局人事第2課『募集十年史』上（防衛庁人事局人事第2課、1961年）から引用している。

めぐって論議された。この問題については米軍側の強い関心があり、米軍内部で激しい論争が行われた。参謀部第2部長チャールズ・ウィロビー少将は、戦史編纂業務に協力していた元大本営陸軍部作戦課長服部卓四郎大佐に対し主要幹部の編成を指示した。服部は旧軍将校約400名の人選を行い名簿を提出したが、最終的にはマッカーサーにより公職追放中の旧軍人は採用しない決定がなされた⁽¹²⁾。このため政府においては、部隊幹部を旧軍将校以外から求めることとなり、増原恵吉本部長官を準備委員長として幹部を1,000名採用することとした。このうち、一般公募幹部の募集は「部下を統率指導した相応の社会的経験」を有することを条件として1950年9月16日から始まり、13倍以上の応募者の中から800名が選考された。これと平行して、特別任用幹部200名を各官公署からの推薦により選考することとなり、10月9日、まず制服の長である部隊本部長として内務官僚出身の林敬三が任命されたのをはじめとして副總監、管区隊總監要員など主要な人事が進められ約160名が採用された。こうして、これまで米軍本部指揮官の指示によって2等警察士(2尉)岡本憲七が代理本部指揮官として処理してきた事務は、10月23日から警察監林敬三が処理することとなり、後の総隊總監部の前身が発足した。

1950年末における隊員構成⁽¹³⁾から見ると、軍歴保持者52.5%は、非軍歴の47.4%を上回ってはいたが、旧将校からの採用者5,251名(隊員総数8万825名の6.5%に相当)の全ては予備役の将校であった。こうして陸軍士官学校、海軍兵学校卒業者など正規将校を除いた人材を基幹として警察予備隊の組織づくりと運営が始まったのである。

(4) 米軍事顧問団の指導

警察予備隊は、主権回復まで連合国最高司令官の指揮下にあり、その指揮運用は、参謀部第2部が本来、国家警察とともに運用することになっていた。しかし、警察予備隊を指導する軍事顧問団の任務は民事局に与えられ、民事局長ウィンフィールド・シェパード少将が顧問団長となった。名称は対外的な配慮から、民事局別室(CASA: Civil Affairs Section Annex)と呼ばれ、朝鮮戦争勃発直後の多忙な業務の中で行われた。GHQにとってはまず、朝鮮戦争に出動する要員を確保することが急務であったので当初の軍事顧問団の要員は、将校158人、下士官兵217名であり、事務官30名を合わせても合計405名に過ぎなかった(後に参謀部第3部も軍事顧問増員の緊急性を認め、1952年4月には将校322人、下

(12) 防衛庁自衛隊十年史編集委員会編『自衛隊十年史』(大蔵省印刷局、1961年)30ページ。この論争においては参謀部第2部長ウィロビー少将の旧将校採用案とこれに反対する民政局長コートニー・ホイットニー准将が対立した。

(13) 防衛庁人事局人事第2課『募集十年史』上、119ページ。22歳未満の若年隊員(4万3,551名)は全体の53.8%を占めており、これらの隊員が戦終時18歳であったことから、23歳以上の入隊者のほとんどは軍歴保持者であったことが推察できる。

士官兵599人、事務官54人の計975名と最大規模となった⁽¹⁴⁾。

1950（昭和25）年8月23日から全国28カ所のキャンプで各管区隊の13週間の第1期訓練が開始された。以後、米軍顧問団が指導した第6期までの訓練段階、内容、装備等の概要は、表1「訓練の期区分と訓練内容等」のとおりである。

この表から、主要な小火器の装備が終わった第3期訓練までは、警察部隊としての治安訓練が主体であったが、1951年9月8日の講和条約調印の後の第4期訓練からは職種別の特技訓練が入り、軍隊としての専門性の萌芽がうかがえる。第6期が終了する頃は、警察予備隊として連隊水準の野外行動が可能になった。これら部隊訓練に並行して軍事顧問団は、基幹となる要員の教育訓練のため、越中島学校（人事・補給関係）、江田島学校（初級幹部教育、武器・施設・通信等）、東京指揮学校（幹部教育）で幹部及び人事・補給などの要員に対する基幹要員教育を行った。

幹部要員教育は、最初の予備隊合格者から軍歴、学歴等で選んだ第1期320名に対し、8月28日から江田島学校において武器教育と小部隊の指揮等の教育（4週間）が行われた。ここでさらに選抜した40名を「指揮幹部要員」として9月18日から東京指揮学校に送り、米軍教官が通訳を介して教育する「指揮幕僚課程」（6週間）を行い、修了したものを警察士長（3佐）に任命し大隊長や幕僚とした⁽¹⁵⁾。

表1 訓練の期区分と訓練内容等

期区分	訓練段階	訓練内容	装 備
第1期 (13W) 1950.10～51.1.14	各個訓練	消火器取扱い、教育法、治安維持行動	カービン銃 車両480両
第2期 (18W) 51.1.15～51.5.19	中隊訓練	小部隊訓練、法規教育、教育法、訓練射撃	2～3月：重機、軽機、60mm迫、75mmRL 4月～M15(16)、M16A1(48)
第3期 (18W) 51.6.4～51.10.6	大隊訓練	新部隊編成による訓練、治安行動演習	7月：車両2130両 9月～拳銃、小銃、自動銃、81mm迫(450)
第4期 (13W) 51.10.8～52.1.19	職種別訓練	技術部隊・管理部隊などを含む職種訓練	(米施設内での衛生・施設・補給・通信・武器・化学特技教育)
第5期 (19W) 52.2.4～52.6.13	大隊訓練 特技訓練	小部隊統合訓練 重装備訓練（相馬原）	3月～89mmRL(443) (米施設内での火砲・戦車・重迫訓練)
第6期 (13W) 52.6.23～52.9.30	連隊訓練	連隊の野外行動訓練	8月～M24戦車(40)、105mm榴弾砲(154) 車両15,000両、10月～155mm榴弾砲(58)

(出所) 訓練の段階区分、内容、装備の数値等は防衛庁自衛隊十年史編集委員会編『自衛隊十年史』（大蔵省印刷局、1961年）等により作成。

(14) 防衛庁自衛隊十年史編集委員会編『自衛隊十年史』373ページ。

(15) 陸上自衛隊幹部学校『陸上自衛隊幹部学校史』第1編（1958年）7～8ページ。

軍事顧問の直接的な指導は、人事から、文書管理、物品調達など全てにわたって行われ、最も統制が厳しかったのは教育訓練であった。訓練の内容、計画、方法など全てが軍事顧問の直接指示に従うことが要求され、警察予備隊独自のものを組み入れることは許されなかった。

警察予備隊本部は、対日平和条約発効を前に「米軍の干渉に対する隊員の動向」⁽¹⁶⁾として次のように隊員の状況を分析している。米軍の過度の干渉に対する隊員の動向は、ほぼ反感、迎合、無関心の3つに大別でき、数的には無関心が大多数で反感と迎合はごく少数である。反感の理由としては米軍の干渉が必要以上に広範で細部にわたっており自主性を認めないこと、またその指導は日本と日本人の実情を無視したのが多いこと、この原因は日本人の能力を見くびり、日本人を蔑視しているためと思われる場合が多いこととしていた。このような反感派は中堅幹部級に多く、それが一般隊員にも次第に反米感情となって波及していったとしている。中でも旧軍人の多くはいずれ国軍への基盤となると信じて志願してきたものの米軍の統制が厳しく幻滅して退職するものも多く、この他、様々な理由により、発足1年間で1割を越える8,500名の欠員が生じていた。

2 「防衛部隊」としての防衛力の形成

(1) 中国の介入と「防衛部隊」への変換

1950(昭和25)年11月25日、中国人民義勇軍(以下「中国軍」と呼称)30万は、鴨緑江を渡河し進撃を開始した。マッカーサーにとって中国の本格介入は「全く新たな戦争」⁽¹⁷⁾を意味し、共産陣営との全面戦争を予想させる真の衝撃となった。米韓軍は一挙に320kmに及ぶ南への全面後退となり、ここでの死傷者は、計1万2,975人を数えた。マッカーサーは「我々は今や、中共全体の持つ無限の力にソ連の補給面での援助が加わったものと対抗している」⁽¹⁸⁾との認識のもと「中共軍の参戦以後は、米国戦史に前例のない不利な状況」⁽¹⁹⁾にあるとその危機感を露わにした。

ソウル放棄の止むなきに至った1951年1月3日、マッカーサーは、7万5,000丁のカービン銃が貸与されているに過ぎない警察予備隊の現状に鑑み、これまでの態度を大きく翻し、「現在の情勢から警察予備隊への装備品の交付は緊急であり、その優先度は朝鮮戦争

(16) 防衛庁庁史室編「戦後防衛の歩み(警察予備隊から自衛隊へ)28 教育訓練」『朝雲新聞』1989年5月25日。

(17) 津島一夫訳『マッカーサー回想記』下(朝日新聞社、1964年)281ページ。

(18) 同上、282ページ。

(19) 同上、283ページ。

の要求に匹敵し、遅延は許されない⁽²⁰⁾として「警察予備隊に必要とされる兵器リスト」を米陸軍省に対して要求した(表2参照)。リストの装備には、当時唯一T-34戦車(85mm砲)に対抗できるM26戦車(90mm砲)307両が含まれるなど、装軌車両は合計760両に達し、概ね米軍4個歩兵師団に相当する装備が要求されていた⁽²¹⁾。

1月7日、この兵器リストに対して米陸軍省は、「戦車や榴弾砲を装備する重師団ではなく軽師団ではどうか」と回答してきたが、翌日、マッカーサーは、既に「韓国の軽師団は、戦車に支援された北朝鮮軍に対応するには不十分」であったとし、「共産ドクトリンによって装備され訓練された外国軍隊による日本に対する全面的侵攻も含むあらゆる事態」への対応のため、「中戦車及び少なくとも榴弾砲を持たない警察予備隊は全く不十分である」⁽²²⁾と断言した。マッカーサーのこの固い決心によって警察予備隊は、「カバー」を脱ぎ捨て防衛部隊へと変貌することになった。今や、マッカーサーには中国からの韓国防衛とソ連による日本侵攻の抑止という責任が重くのしかかってきたのである。

2月9日、米統合参謀本部はマッカーサーの要請を基本的に承認したが、国務省が極東委員会の非武装化の方針に反することを理由に抵抗したなどのため、重武装化は遅々として実現されなかった。やがてこのマッカーサーの苛立ちと精神的重圧は中国本土への攻撃許可を求める発言へとエスカレートし、本国政府との隔たりは拡大し、4月11日、ついにマッカーサーは解任されるにいたった。しかし、マッカーサー解任後の米軍事顧問団、そして日本政府も装備導入後の急速な戦力化を図るためには、これら重装備教育の担い手が必要であるとともに各兵科の部隊運用について専門的識能と訓練が不可欠であることは十分認識していた。

(20) *History of The National Police Reserve of Japan*, p.206.

(21) 「幕僚業務諸元」(*Staff Officers, Field Manual, Organization, Technical, and Logistical Data*, FM100-10, 1949)の歩兵師団編制表による。歩兵師団に戦車は、重戦車大隊63両と3個歩兵連隊の各重戦車中隊は20両であるので連隊で60両、師団総計では123両となり戦車数では4個師団分には満たない。

(22) *History of The National Police Reserve of Japan*, p.207.

表2 警察予備隊に必要とされる兵器リスト(重装備のみ抜粋)

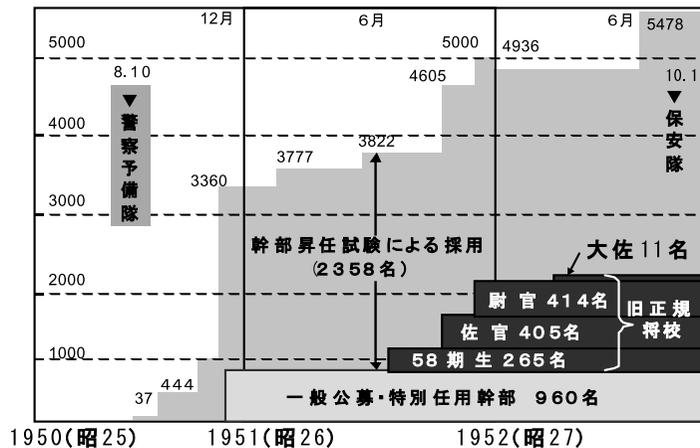
区分	種類及び数量	(1個歩兵師団装備数)	計
火 砲	M 2 A 1 105mm榴弾砲	228門(54)	304門
	M 1 155mm榴弾砲	76門(18)	
対戦車火器	3.5吋(89mm) ロケットランチャー	2198門(465)	
戦 車	M24 (75mm) 軽戦車	36両(9)	399両
	M26 (90mm) 中戦車	307両(123)	
	M 4 A 3 (76mm) 中戦車	25両	
	M45 (105mmH) 戦 車	31両(12)	
支援戦車	M32戦車回収車	41両(34)	91両
	M T n g ドーザー戦車	50両	
対空自走砲	M16 (12.7mm×4) 多連装自走砲	135両(32)	270両
	M19 (40mm×2) 対空自走砲	135両(32)	

(出所)“C52610CINCFE Tokyo to Depart of Army,”石井修他『アメリカ統合参謀本部資料1948-1953』第12巻(柏書房、2000年)324~325ページ所収。訳文は大嶽秀夫編『戦後日本防衛問題資料集』第2巻、講和と再軍備の本格化(三一書房、1992年)277ページ。

1951年2月11日以降、旧職業軍人の追放解除が初めて検討され、まず、少尉任官が終戦直前で旧軍の影響が最も少ないと見積られた陸軍士官学校58期生のクラスを対象に募集が始まった。6月1日、選抜された245名が第1期幹部候補生として総隊学校(久里浜)に入校し、「幹部幕僚教育」終了後、1~2等警察士(1~2尉)に任官したが、予測されていたことではあったが彼らは将校としての実務経験に乏しく、中堅幹部としての知識も十分ではなかった。

次いで逐次の追放解除により、第2段階として陸士53期相当以上の元少佐・中佐を対象とした募集が行われ、10月1日、405名の元佐官が警察士長・2等警察正(3佐・2佐に相当)に採用された。さらに第3段階として12月5日、407名の尉官が採用された。こうして1951年末には、復帰した旧軍正規将校は1,000名を越え、幹部約5,000名の内、5人に1人を占めるに至った(図1参照)。このように幹部要員の速成教育に端緒がついた頃、朝鮮戦争の局面は新たな変化を見せていた。

図1 幹部全体における旧正規将校数



(出所) 防衛庁人事局人事第2課『募集十年史』上(防衛庁人事局人事第2課、1961年)の数値を基に作成。

(2) ソ連軍侵攻の脅威と旧大佐級軍人の復帰

朝鮮半島での状況が緊迫の度を増しつつあった1951(昭和26)年4月12日、マッカーサーが解任され、その後任として第8軍司令官として米韓軍を指揮していたマシウ・リッジウェイ大將が着任した。そしてその10日後の4月22日、中国軍3個軍(9個師団)による4月攻勢が始まった。その損害を顧みない連続不断の全正面攻撃は、米韓軍に休養と再編成を許さないものであった。第1の北朝鮮軍の侵攻、第2の中国軍の侵攻に続いて、第3の衝撃、すなわちソ連軍の本格介入による全面戦争が現実のものとしておそれられた。

5月9日の米統合参謀本部の「情勢見積り」⁽²³⁾には、ソ連の日本本土侵攻の可能性が示唆されていた。ソ連極東軍の兵力は「35個師団からなり、これには7万から10万の日本人によって構成された戦闘部隊が含まれている」と見積られていた。海軍は潜水艦多数を有し、空軍は「戦闘機2,200機、600の攻撃機、1,700の爆撃機、500の輸送機、300の偵察機、計5,300機」としていた。その可能行動についてワシントンの上層部は「1951年の8月から9月にかけて共産陣営の全面攻勢の可能性大」とし、これらを「明らかに切迫した敵の可能行動」として最大級の危機感をもって報告されていた。

このため、米国防省は、欧州方面とのバランスをも考慮しつつ、日本の対ソ防衛強化のため、1951年4月から第16軍団(第40・45州兵師団)を米本国から日本に移駐させ、5月

(23) “Report by Joint Strategic Survey Committee to the Joint Chiefs of Staff,” *Transfer of Certain Non-Military Functions in Japan to the Department of State* (9 May 1951). 同資料は石井修他『アメリカ統合参謀本部資料1948-1953年』第5巻(柏書房、2000年)185~188ページに収録。訳文は五十嵐武士『対日講話と冷戦——戦後日米関係の形成』(東京大学出版会、1987年)208ページによる。

10日から北海道、青森の防衛を担当させた。

リッジウェイは、偶発的な原因によるソ連との全面戦争を恐れており、着任数日後に最も侵攻の可能性の高かった北海道の偵察飛行を行うなどした。朝鮮戦争においてリッジウェイを悩ましていた軍事的危機の「第1は韓国陸軍における統率力の悲劇的とも言える欠如」⁽²⁴⁾であったが、その「政治的訓練しか受けていない指導者達」の指揮崩壊とその連鎖の体験が想起させたものは、警察予備隊の指揮幕僚活動の危うさであった。

5月23日、米統合参謀本部への報告において、リッジウェイは、逐次の追放解除が実施されれば「数千人に及ぶ少佐までの将校が使用できるようになるが、高レベルの指揮官・幕僚職を遂行する上級幹部の所要を充たすことはできない」、そして「能力不十分な高級幕僚によって補佐された軍隊(警察予備隊)にこの2~3年間我々が依存しなければならず、ソ連がその期間に攻撃に出るようなことがあれば、米軍人の損失は更に高価なものになるであろう」との懸念を露わにし、「旧陸海軍の大佐にわたる旧将校の追放解除」⁽²⁵⁾を緊急に施策すべきとした。リッジウェイは「これらの幹部がいなければ、警察予備隊の部隊が我々の必要とする程度に迅速に師団としての戦闘効果を獲得する能力は大きく阻害されることになる」⁽²⁶⁾という強い確信を持っていたのであった。

このリッジウェイの要請に基づき6月5日、GHQは岡崎勝男官房長官を呼び、大佐級を含む佐官を復帰させる意向を伝えた。岡崎は、現状に強い不満を抱いている「服部グループ」に対する不安もあり、吉田首相はじめ日本政府としては大佐級の復帰には反対であることを説明した。この説明を受け、米側は追放解除の審査と旧軍人の人選を日本側に任せる旨を伝えた⁽²⁷⁾。

この結果、中佐以下の佐官級の復帰が進められることになり、同年10月に実現したが、旧軍大佐級の復帰は、予備隊本部の文官からの強い反対⁽²⁸⁾にあってその後も見送られることとなった。

このような経緯から最後の関門となっていた大佐級の復帰が実現したのは、保安隊への拡張が予定された1952年7月のことである。政府は、主権回復による防衛力強化の必要もあり、旧軍人の予備隊への参加に否定的⁽²⁹⁾であった吉田首相の承諾をも得て11名の元大佐(陸士34~39期)の復帰が決定し、保安隊11万人態勢への増員に備え、将官要員として

(24) マシユウ・B・リッジウェイ(熊谷正巳ほか訳)『朝鮮戦争』(恒文社、1976年)230ページ。

(25) “such broad administrative interpretation there of as would permit the release of officers up to and including the rank of army colonel and navy captain,” *History of The National Police Reserve of Japan*, p.166.

(26) *Ibid*, p.166.

(27) 中島信吾「戦後日本型政軍関係の形成」(『軍事史学』133号、1998年6月)28ページ。

(28) コワルスキー『日本再軍備』211ページ。

(29) 「辰巳栄一インタビュー記録」大嶽編『戦後日本防衛問題資料集』第1巻、507ページ。

1952年7月14日付で一等警察正（1佐）として採用した。これによって既に復帰していた約400名の佐官とあわせ、指揮官幕僚の組織化による戦力の総合化が図られていったのである。

（3）重装備教育の進捗と重装備の貸与

対日講和条約の調印が終わった年の1951（昭和26）年12月3日、統合参謀本部は報告文書⁽³⁰⁾において日本防衛部隊（Japanese Defense Force）の役割を「米国と共同して外敵からの日本の防衛を維持する」としており、米国が「共同」すべき「防衛部隊」として期待していることがわかる。

この防衛部隊への実質的な移行には膨大な装備を運用する態勢が必要であり、さしあたっては重装備の教育訓練体系確立が喫緊の課題となってきた。このため、吉田首相とリッジウェイの会談は1952年に入ってから数回にわたって行われ、吉田は重装備訓練が米軍基地内で行われることを前提に了解した。同年、イギリス、オーストラリアなどの連合国の承認を得て3月12日、総隊総監部は重装備訓練のための「相馬原特別教育隊」の設置を決めた。この時点での警察予備隊の最大装備は81mm迫撃砲であったが、4月28日の対日平和条約の発効による主権回復を待たずして4月7日から戦車・榴弾砲などの重装備訓練が始まった。

これら新装備の技術教育の可能性について極東軍司令部第3部の訓練見積もりは、「現在利用されていない供給源（公職追放された旧軍人）から採用されたならば、また、一般車両の大部分が日本ではなく合衆国からの物資で供給されたならば、9～11カ月以内に妥当な戦闘力のレベルに達する」⁽³¹⁾とし、訓練の進捗は車両の供給と旧軍人の追放解除の可能性によると認識されていた。幹部の採用については、1952年8月に予定された11万人への増員にあわせ、一般公募幹部の応募者1万1,500名（うち軍歴保持者8,444名＝73.3%）の内から、1,915名を選抜した。このように教官要員を確保する傍ら米国からの車両貸与と国産車両の購入⁽³²⁾が進められ、装備教育の態勢整備は一体的に行われていった。

これまでの警察予備隊の装備は、米極東陸軍補給計画（Special FECOM Reserve Pro-

(30) 統合参謀本部「日本防衛部隊に対するハイレベル米国防衛任務との関係」(*High-level State-Defense Mission on Japanese Force*, JCS1380/127) 同資料は石井修他『アメリカ統合参謀本部資料1948-1953』第14巻（柏書房、2000年）99ページから引用。

(31) 極東軍総司令部「警察予備隊の重武装化」大嶽編『戦後日本防衛問題資料集』第1巻、284ページ。

(32) 車両の1951年7月までの購入数は、2,130両であり、米軍歩兵師団の65%とした充足率のさらに18%に過ぎなかった。だが、同年度末に国産（いすゞ）の280両を契約するとともに1952年1月以降、逐次米軍車両の貸与を受け、7月からの火砲、戦車などの逐次の充足を受けた。保安隊に改編された1952年8月末、その装備定数は、自走車両7,700両から1万5,000両と2倍に増えた。

gram) によって援助されたものであり、米極東軍が保管責任を有する予備装備品の一部を軍事顧問を通じて警察予備隊が一時的に借用しているものであったが、重装備の導入については従来の火器類や一般車両とは一線を画し、大統領の特別承認が必要であった。

マッカーサーによって1951年初頭に始められた重装備の要求は、保安隊11万の編成準備に伴って1952年7月下旬、「警察予備隊に対する重装備の貸与」と題する覚書⁽³³⁾の承認によって実現された。これによって留保されていた重装備が8月から貸与され、10月1日に発足した保安隊には同月末現在で105mm榴弾砲156、155mm榴弾砲72、戦車190などが充足されることになった。

このように米極東軍は軍事顧問を通じて警察予備隊の育成に対し物心両面の援助を与えたが、1952年3月24日付の全軍事顧問への指令により、5月3日の主権回復以後は米軍事顧問に指揮権がないことが明言された。軍事顧問は指揮監督する占領軍としての役割を終え、日本政府の依頼によって米国駐留軍から派遣された部隊長の助言者へとその役割を変化させた。

日本は主権回復と保安隊の発足により、独立国としての防衛力を形成したが、この間、米極東軍が及ぼした影響をどのように受容したか、それが形式の受容であったか、内容を含めた受容であったか、次節において主に作戦思想面から考察したい。

3 米極東軍が及ぼした影響

(1) 米式統御の受容と新たな精神基盤の確立

警察予備隊は、編成装備から教範の使用用語、部品カタログの番号に至るまで全て米軍が基準となっていたが、隊員としての精神的基盤や部隊をいかに統率するかという統御法について米軍はどのような影響を与えたのだろうか。

米軍の統御は、民主主義の原則に基礎を置いた合理的民主的統御(Persuasive Leadership, 心服統御と呼ばれる)であるが、これに対して旧軍の統御は天皇の權威を頂点とする威圧的な統御法であった。したがって民主主義の定着していない当時において、民主的統御が果たして可能であったかという疑問が生じる。

1949年版の「作戦原則」(Operations)⁽³⁴⁾には、「正しい義務観念、自己の部隊に対する誇り、戦友相互の職責理解の念に支えられた強い兵は、ただ処罰と恥に対する恐怖のみを

(33) “JCS1380/146Decision,” *Release of Heavy Armament to the Japanese National Police Reserve* (21 July 1952). 同資料は石井修他『アメリカ統合参謀本部資料1948-1953年』第15巻(柏書房、2000年)206~212ページに収録。

(34) Department of the Army, *Field Service Regulations-Operations* (August 1949).

吹き込まれたものより、遥かに戦闘において士気を阻喪することが少ない」(第83)と記されており、兵士に至るまで個々の役割を理解させる民主的軍隊の特色をよく表している。

このような米軍の統御法は、どちらかといえば他律的であった日本人の考え方に重大な影響を与えた。新組織である警察予備隊は、自主性を重視し、個人の自覚によって規律を維持する自律できる組織を作らなくてはならなかった。なぜなら、警察予備隊の隊員は軍人ではなく、国家公務員であり、軍法によって律することの出来ない軍事組織であったからである。

吉田首相の新国軍構想には「制度的にも人的にも旧日本軍との連続性を断ち切り、アメリカの援助によって『民主的軍隊』として育成していく」⁽³⁵⁾という希望が述べられていた。そこで林敬三総監が最初に取り組んだのは、警察予備隊の基本的精神を確立するということであった。林総監は、「天皇」に代わるものを国家、国民とし、「警察予備隊の基本精神は愛国心、愛民族心である」⁽³⁶⁾と呼びかけた。国防軍として国民を護り、国民の負託に応えることを至上の任務としたことは、君主の軍隊から国民の軍隊へと長い年月をかけて西洋近代史上の軍隊が発展してきた改革を一気になそうとしていたといえる。

しかしながら、「国民の予備隊」を目指しても現実には国民との接点がなくては、隊員の拠り所とすることは難しかった。そこで災害派遣、部外工事、農家に対する援農や各種の国家的行事の支援などあらゆる機会を自ら求めていくという意識が生まれ、やがて「愛される自衛隊」を標榜することにつながっていく。米軍の民主的統御は、こうした自助努力を伴うことによって形だけではなく、部隊の性格や隊風にも深く浸透していったことが理解できる。

(2) 編成装備の充実と作戦思想の受容

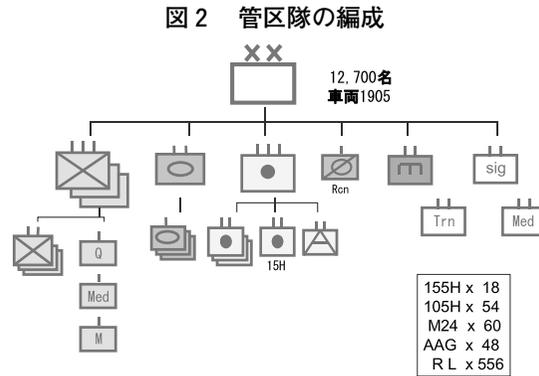
次に米極東軍が警察予備隊に与えた影響を編成装備と作戦思想の観点から総括する。編成・装備と作戦思想は一体であり、隊員たちがこれを受容するにあたっては旧軍の編成装備及び作戦思想と比較することから始まったであろう。

まず、日米両軍の作戦思想の基本的な相違は、戦力構成の前提の差異に基づく。米軍は、戦力の優越を前提としていたのに対し、日本陸軍は「攻撃精神充溢せる軍隊は能く物質的威力を凌駕して」(『作戦要務令』綱領第2)とあるとおり、物的戦力よりも精神戦力、機械よりも人間に頼らざるを得なかったため、陸軍は、あくまで歩兵を主とする編成装備と

(35) 波多野澄雄、佐藤晋「アジア・モデルとしての吉田ドクトリン」(『軍事史学』156号、2004年3月)13ページ。

(36) 林敬三「総監就任に際しての訓示(1950.10)」大嶽編『戦後日本防衛問題資料集』第1巻、489ページ。

し、火力・機動力の相乗した打撃力については不十分であった。これは米軍を基準とした管区隊編成（図2）と旧陸軍、米軍、ソ連軍を比較した場合、特にその戦力の特性を比較した場合、明瞭である（表3参照）。



（出所）「管区隊及び混成団の戦力分析」（防衛研修所、1958年）から作成。各普通科連隊に各特科大隊、各戦車中隊等を配属して連隊戦闘団を編成し、コンバットチームを構成する。管区隊の対戦車火器117の内訳は、89mmロケットランチャー×81は特科連隊等自衛用対戦車火器475を除いた上、75mm無反動砲×36を合計している。対空火器は、M19高射自走砲（40mm×2）24両、M16自走高射機関銃（12.7mm MG×4）24両の総門数を合計した。

表3 管区隊の各歩兵師団との戦力比較

区分	人員	火砲	砲弾量 (t/m)	戦車	対戦車	対空	車両数	人／車両
日歩兵師団	14,640	36	4.4	0	12	0	410	35.7
管区隊	12,700	72	13.4	60	117	144	1,905	6.7
米歩兵師団	17,156	72	19.6	135	138	192	2,665	6.4
ソ狙撃師団	11,943	60	17.0	52	109	61	2,113	5.6

（出所）管区隊、米・ソ師団の戦力比は「管区隊及び混成団の戦力分析」（防衛研修所、1958年）、旧日本歩兵師団との戦力比較は桑田悦、前原透『日本の戦争』（原書房、1982年）第2部、9ページの3単位制、第16師団編制表（砲兵連隊：38式75mm野砲大隊各12門×2、91式10榴弾砲12門×1）の編成表をもとに砲弾の重量（弾量）を集計し算定した（小火器類弾薬を除く）。

すなわち、管区隊は、旧軍師団より砲兵火力においては門数比で2倍、1分間の最大発射速度での発射弾量比においては3倍、機動力は車両比で約5倍増加している。特にソ連

軍に対抗する上で不可欠な対機甲火力、対空能力の向上が著しい。

管区隊の装備の質・量はソ連狙撃師団に匹敵し、米軍の編成装備と運用思想の一体的受容は、日本にとっては建軍以来の画期的な戦力の近代化をもたらしたといえる。

次は日本軍の戦略戦術思想についての反省であるが、実質上、旧陸軍将校最大の活動組織となっていた「服部グループ」のシンクタンクであった「史実研究所」⁽³⁷⁾が1951（昭和26）年3月に旧陸軍の典令及び戦略戦術等についてまとめた研究資料⁽³⁸⁾がある。ここには、新「国防軍は謙虚に内省し、大胆率直に誤りを正し、足らざるを補い」と書かれており、陸軍指導層の内部的反省と見てよいであろう。全般として「①合理性・客観性の重視、②物力及び技術力の重視、③組織力の統合発揮、④作戦準備の重視、⑤任務と損害との関係の調整」の5項目の他、戦術については「速戦即決主義の放棄」、「運動戦思想の是正」、「歩兵主兵主義の修正」など17項目が挙げられており、この反省内容は、いずれも米軍の作戦思想と一致していたと考えられる。したがって米式の編成装備と作戦思想は、一体的にかつ自然に受け容れられたと見るべきであろう。

（3）米軍作戦思想の受容による思考過程の共通化

警察予備隊が自ら行う幹部教育は、1951（昭和26）年6月1日から総隊学校において始まり、1952年10月からは幹部学校において実施された。当時の総隊学校長は「幕僚長特命により米軍戦法を虚心に学ぶ主旨」から研究演習を行い、「米軍幕僚の思考手順が行動方針の分析選定にあたり、徹底的な合理性の追求と帰納法手順を採用しているのが印象深かった」と回想⁽³⁹⁾しており、米軍現用教範⁽⁴⁰⁾による戦術の思考過程の教育を重視していた。

(37) 1952年、服部卓四郎元大佐がGHQ資料調査部及び復員局資料調査部を辞任した後、服部グループが国防問題研究のため任意団体として設けた研究所である。所長は服部自身であり、このグループの所員であった井本熊男、西浦進が1等警察正（1佐）として警察予備隊に入隊した。

(38) 史実研究所研究資料「旧陸軍典令及び戦略戦術並びに統帥指揮に関する思想中改正又は増補を要する基本事項について」（1951年3月、防衛研究所図書館蔵）。本資料には、紹介した5項目の他、戦術の反省項目は、以下の17項目にわたっている。

①速戦即決主義思想の強調の放棄、②運動戦を基本とする思想の是正、③防御軽視観念の排除、④重点思想解釈の是正、⑤奇襲・戦機捕捉観念の戒め、⑥縦長戦力重視の強調、⑦戦況判断に於ける客観性の必要、⑧攻撃の主眼の修正、⑨陣地を占領する敵に対する陣外決戦過重視の弊排除、⑩対上陸決戦防御に於ける陸上防御思想の確立、⑪対戦車戦闘の重視強調、⑫歩兵主兵主義の修正、⑬歩兵の白兵突撃思想の修正、⑭情報勤務の重視及び之が強調、⑮兵站業務の重視向上、⑯通信連絡、⑰宣伝謀略に関する観念の修正。

(39) 警察予備隊総隊学校2代校長加納富夫「30周年に寄せて」30年史編さん委員会編『幹部学校三十年史』（陸上自衛隊幹部学校、1982年）21ページ。

(40) 基本教範1949年版「作戦原則」(Field Service Regulations-Operations, FM100-5)は保安隊となった1952（昭和27）年10月に翻訳配布された。運用教範「大兵団の運用」改訂版(Larger Units, FM100-15, October 1952)は翌1953年3月に、また「幕僚勤務」(Staff Officer's Field Manual, FM101-5)及び「幕僚業務諸元」(Staff Officer's Field Manual Organization, Technical, and Logistical Data, FM101-10, August 1949)も同時に整備された。

米軍の影響はまず、教育訓練の準拠となった各種米軍教範(計64種)を通して受け容れられた。中でも基本的なものは、1949年版の米陸軍運用教範*Operations*(FM100-5)と幕僚勤務教範 *Staff Officer's Field Manual*(FM101-5)であった。これらはいずれも米軍の現用教範であり、日米が共通の教範を使用していた時代であったといえる。

戦術の基礎となる状況判断の思考過程については、日米それぞれの特色があった。日本式の状況判断は「任務を基礎とし、我が軍の状況、敵情、地形、気象等各種の資料を収集考量し」(『作戦要務令』第8)とあり、これら判断の要素については日米概ね同様であった。ただし日本式の状況判断は「常に敵に対し主動の地位」(同第7)に立つ戦機に投じた決心が求められた。いわば客観性よりも、必要性を重視した演繹的思考法である。ただし、これは相当な修練を積まなければ主観的、直感的な決心に陥る嫌いがあった。

これに対し米式の状況判断は、指揮幕僚活動に一定のフォームを適用するものであり、指揮官が示した「指針」に基づいて幕僚に見積もりを提出させ、その成果を総合的に判断して決心するものであり、いわば実行の可能性を重視した帰納法的な思考法といえる。この方式は指揮官と幕僚が同一の思考過程を踏み、より客観的、合理的判断が追求された。

このような両極とも言える違いがあったにもかかわらず、なぜ、状況判断の思考過程が受容されたのだろうか。その理由として考えられるのは、日本は日露戦争後に日本独特とする作戦思想を確定したが、かつて明治陸軍は、ドイツ参謀本部から派遣された顧問から図上戦術、兵棋演習、参謀旅行などを通じて論理的に学習し、米陸軍もまたドイツ参謀本部のシステムから多くを学んでおり、日米双方は歴史的に共通する土壌に育ったことによるものといえる。したがって警察予備隊となっても編成装備の改善に伴い戦力が充実すれば、旧軍人出身者においても米軍式の戦術戦法をも柔軟に適用する共通の素地はあったのである。

1955(昭和30)年3月から始まった新教範類編纂の指導においては、旧軍の反省から戦法の硬直化を避けるという意味で米軍式思考過程を重視することには異論はなかった。しかし、朝鮮戦争の結果、思想戦、心理戦、遊撃戦、住民対策などの実相が加味されるとともに当時の後方基盤、物資備蓄状況などの国内戦の様相が想起された。特に弾薬補給等の可能性について米軍同様の物量による作戦はできるかという現実問題が認識された。そこで外征軍としてのヨーロッパの地形を基準とした米軍の作戦思想に準拠するよりも、国土地形、気象、国民性など日本の特性を考慮し、かつ戦術の主体性を強調した日本式が台頭した。この日米の2つの方式をめぐって論議が行われ、結局、1957年1月に初めて制定された『野外令第1部(草案)』においては、米軍との共同の便をも考慮し、日米折衷的性格を持ったものとなったが、その後も論議は続けられた。

この日米方式論争の決着については、1961（昭和36）年頃になって日本式戦術を取り入れた教育を進めた井本熊男前幹部学校長と米国式戦術の徹底を進める新宮陽太新幹部学校長との間の議論に持ち越された。両者の間で激論が交わされた結果、杉田一次陸上幕僚長が間に入って裁定し、あくまでも米国式戦術を採用していくことが明確にされたのであった⁽⁴¹⁾。この論議をそれぞれ主導した3名は、いずれも復帰した11名中の大佐であり、彼らが今日の陸上自衛隊につながる作戦思想を構築していく上で決定的な役割を果たしたといえる。

おわりに

日本を占領した米軍は、徹底した非軍事化政策によって日本人自らの手による再軍備の道を閉ざしていたが、朝鮮戦争の勃発は米軍の方針を急速な軍事化へと大きく転換させた。中国の介入とソ連参戦の脅威による切実な軍事的要請が2人の極東軍司令官をして警察予備隊の重装備化を決意させ、旧軍人の復帰への道を開き、防衛部隊としての戦力の増強が図られたのであった。

旧軍人の復帰によって旧軍思想への復帰が懸念されたが、旧軍人の何故負けたかという深刻な反省を起点とし、かえって対極にあった米軍の長所の学習が促進できたものと考えられる。この結果、編成装備の充実とともに積極的な米式作戦思想の受容が可能となり、日米の思考様式の共通化を出発点として今日の日米共同の基盤が作られたといえる。

主権回復後、名実共に国土防衛部隊となった保安隊にとって課題となったのは、いかにして精神的基盤を確立し、米軍や旧陸軍とも異なる国土防衛部隊としての独自の作戦思想を構築していくかであった。この根本的な問いかけは今日においてもその意味を失っていない。

（くずはらかずみ 1等陸佐、戦史部第2戦史研究室所員）

(41) 渡壁正「私観浅史——自衛隊余話」(『軍事史学』156号、2004年3月)73ページ。